



Clean City Green Kitami

キレイをつくる

ロコ・エコ運用マニュアル

令和3年1月
北見市

1. ロコ・エコ運用マニュアルについて

このマニュアルは、ロコ・エコが適正なルールで表現されることにより、より効果的に地域のイメージアップが図られることと、無秩序な使い方によって地域のイメージを損なうことがないように作成した基本的な決まりです。ロコ・エコを使用する際には、必ずこのマニュアルに従って、正しく使用してください。

2. ロコ・エコの制定について

ロコ・エコは、令和2年にチーム結成10周年を迎えたロコ・ソラーレと北見市を中心環境改善活動に取り組む環境衛生協同組合が連携し、地域貢献の一環として、北見市民の皆さんがキレイな環境の中、カーリングをより身近に、より楽しんでいただけるようお願いを込めて作成したシンボルマークです。市民の皆さんに広く親しまれ、末長く愛されるシンボルマークになることを願っています。

3. 使用基準

- (1) ロコ・エコは、次のいずれかに該当する場合を除き、北見市にお住まいの方、働いている方、学ばれている方、市内で事業活動を始め、様々な活動をされている法人、団体であれば、どなたでも無料で使用することができます。

【使用が認められない場合】

- ア 特定の個人、政党、宗教団体を応援又は公認していると誤解されるような場合
- イ 暴力団、暴力団員及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ウ 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- エ 北見市や一般社団法人ロコ・ソラーレ、環境衛生協同組合、株式会社トイズプランニング（以下、「北見市等」という。）のイメージを著しく損なうなど、使用により損害を与えると認められる場合
- オ 自己のものとして商標又は意匠するなど、独占的に使用する場合
- カ その他、使用内容が妥当でないと北見市等が判断した場合

- (2) ロコ・エコを使用する場合は、別添の「ロコ・エコ使用マニュアル」に沿って使用してください。

- (3) ロコ・エコを使用した場合は、使用後に別紙「ロコ・エコ使用報告書」によりメール、FAX、郵送又は窓口を持参するなどして、北見市へ報告してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は報告不要です。

【提出先】

北見市 市民環境部 廃棄物対策課（北見市大通西3丁目1番地1）

電話 0157-25-1153 FAX 0157-25-1215

E-mail haikitaishaku@city.kitami.lg.jp

【報告が不要な場合】

- ア 報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- イ 個人が営利目的ではなくブログやSNS、名刺等を使用する場合
- ウ 学校その他の教育機関（営利を目的として設置しているものを除く）が教育目的で使用する場合
- エ 北見市等が使用する場合
- オ その他、北見市が認める場合

- (4) 著作権を始めとしたロコ・エコに関する一切の権限は、製作者である株式会社トイズプランニングに属しています。
- (5) 不適正な使用が確認された場合は、使用者に対して改善を促します。改善されない場合は、ロコ・エコの使用停止又はロコ・エコの使用に係る商品の回収を求めることがあります。
- この場合、回収費用を含む使用停止による損害及び逸失利益について北見市等は一切の責任を負いません。
- (6) ロコ・エコの使用にあたって生じた損害及びトラブルに関して、北見市等は一切の責任を負いません。
- また、北見市等及び第三者へ損害を与えた場合は、賠償を含め、生じた損害に全責任を負っていただきます。